

 愛知県教育委員会教育長 様

2019年2月22日

「奨学金」に関する学校教職員の事務手続き、及び対応等の職務を一切なくすことを求める請願

住所 [REDACTED]

請願人 行政を考える住民の会

事務局

宮崎邦

1 請願の経過と趣旨

- 1 声 将来に影落とす私の奨学金（資料1）によると、奨学金の返済毎月約3万円払っている。有利子型の、第2種奨学金で、借り入れた384万円、は、516万円（注 返金総額）となっているとのことである。
この例でいえば、卒業時、384万円以上の負債を抱えることになるといえる。
- 2 （日本学生支援機構）奨学金「不当」に回収（資料2）保証人へ過大請求
「法解釈誤った」 奨学金半額返したのに、教え子の保証人に過大請求（資料3）奨学金の申請には、保証人が求められる。担任していた、生徒の保証人になるケースもあるということである。事情があって、保証人にならざるを得ないということもある。将来、奨学金の件で、生徒と先生の中に問題が起きるようなことは避けなければならない。
- 3 子供の貧困 進学支援（資料4）進学支援寄付の受け皿に
愛知県が基金という見出しである。奨学金に関する支援も含まれるといえる。
- 4 経済格差 子の健康に影響（資料5）という状態が、以前から報道されている。現在も子供の貧困は、生命、健康にも影を落としている状況である。今後も奨学金については、頼ることになる子供が出ることは予想される。
- 5 奨学金に関しては、学校で、担当する教員が、説明等および手続などに関わっているのが現状である。複数の生徒の対応等をしているということが現状である。教員は分厚いマニュアルに従って事務手続き等をさせられているということである。支援機構のものだけでなく、教職員は各種の奨学金についての、手続等にも関わっている。
奨学金ということであっても、日本学生支援機構は、未利息ということではなく、それなりに、事業として行っている。教員が、説明、手続等に関わっていて、手当等を受け取ったということは聞いていない。まったく無償によるということである。しかしながら「借金」に関することで、手当を受け取るということも問題である。

- 6 働き改革ということからも、職務でないことはなくさなければならない。日本学生支援機構等の奨学金に関する教員等の対応等は業務ではなく、お金の貸し借りの間に入った、無償の行為といわざるを得ないが放置できないし問題である。場合によっては、保証人ということで、「不当」な回収請求に遭遇することもある。働き改革、及び生徒の進学に関する奨学金に関しては、放置できない現状であるといえる。奨学金 1190 万円過大請求（資料 6）等の、現状からも全国的に、行政、教育委員会が、早急に、取り組まなければならない問題である。
- 7 平成 31 年度、（依頼）（資料 7）文は、各学校に、推薦のお願い、「マイナンバー」を利用するとのこと、手続きに遗漏がないように、手続き方法等を十分に説明頂く・・・など、相変わらず、過重な負担を教職員等に負わせていることは明らかである。

請願事項

- 1 職員に対しての、日本学生支援機構等の奨学金に関する、照会、手続などの対応及び保証人になることを一切やめさせること。
- 2 奨学金に関する、これまでのトラブル（不当「回収」）等を明確にして、学校関係者、および、教職員等に知らせる事。
- 3 奨学金に関する、保証人については、日本学生支援機構等が求めた場合は、関係行政・教育行政等が保証人になる制度等を作ること（教員が保証人になることがないようにする事）。

添付資料

- 資料 1 声 朝日新聞 2019 年 2 月 3 日
資料 2 奨学金「不当」に回収 朝日新聞 2019 年 1 月 19 日
資料 3 奨学金半額返したのに 朝日新聞 2019 年 1 月 19 日
資料 4 進学支援 子どもの貧困 愛知県が基金
中日新聞 2019 年 1 月 8 日
資料 5 経済格差 子の健康に影響 朝日新聞 2009 年 10 月 18 日
資料 6 奨学金 110 万円過大請求 朝日新聞 2019 年 2 月 19 日
資料 7 平成 31 年度 （依頼） 独立行政法人日本学生支援機構

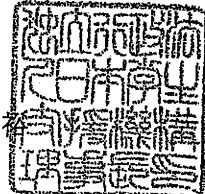
意見陳述を希望する



資料47

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤 勝



(印影印刷)

平成31年度大学等第一種・第二種奨学生採用候補者の推薦について（依頼）

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本機構では、平成31年度に大学等への進学を予定している者を対象とした第一種及び第二種奨学生採用候補者の推薦を受け付けます。

つきましては、「平成31年度大学等奨学生採用候補者の推薦に係る取扱いについて」（平成30年4月27日付け学支企第64号）の別紙1及び3の記載内容にご留意のうえ、貸与奨学生希望者への周知及び適格者の推薦について、よろしくお取り計らい願います。

また、本年度から、貸与奨学生の家計要件は推薦基準から除き、本機構が選考時に確認する「選考基準」として定められました。各学校においては、人物及び学力・資質に係る推薦基準に基づき推薦いただくようお願いします。

昨年度に引き続き、第一種奨学生及び第二種奨学生とも基準を満たす希望者全員を奨学生採用候補者として決定することとしておりますので、進学の希望がありながら経済的な不安がある生徒に対しては、予約採用への申込みの検討及び必要な手続きについて遺漏のないよう周知願います。

申込希望者に対しては、本奨学生が貸与制であることを含めた制度の内容や手続方法等を十分に説明頂くとともに、申込みにあたっては所定の期限までに必要な手続きを行うようご指導ください。

なお、本機構では、本年度に実施する大学等奨学生採用候補者の選考から、原則として、「マイナンバー」を利用することとしています。奨学生の申請にあたっては、申込者本人及び家計支持者のマイナンバー関係書類を申込者本人から直接本機構へ提出することとなりますので、このことについても併せて周知及びご指導をお願いします。

今後とも本機構の奨学生事務の円滑な遂行につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。